

## 共用部分（特定箇所A）使用・中止申請書

幕張テクノガーデン管理組合御中

企業コード \_\_\_\_\_ (棟 階)

企業名 \_\_\_\_\_

責任者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

TEL: ( ) \_\_\_\_\_ 【内線 \_\_\_\_\_】

FAX: ( ) \_\_\_\_\_

下記のとおり、幕張テクノガーデンの共用部分（特定箇所A）の使用（中止）を申請します。

特定箇所 A	設置場所使用【ケーブル・トランス・屋外機・アンテナ・看板・配管・ダクト】 共用部分使用【共同利用変電設備・倉庫・更衣室】 その他特定箇所 ( )
※特定箇所B（情報ケーブル使用料：メタリック・光ケーブル）については別途申請書(AB-61)にて申請ください。	

申請期間	長期	20 年 月 日～20 年 3月31日(自動更新)
	短期	20 年 月 日～20 年 月 日(1年未満)
	中止	20 年 月 日から使用中止
使用場所		
使用目的		
その他	使用規則及び裏面の各項を遵守すること。	

○解約の場合は2ヶ月前までに提出願います。

※ご提供いただいた個人情報は、当該申請書の受付とそれに付随する目的にのみ利用いたします。

## MTG使用欄

特定箇所使用料A	今回申請	円/月
	累計	円/月
その他		

担当・承認	連絡
管理課	施設部

株式会社幕張テクノガーデン  
千葉市美浜区中瀬一丁目3番地B棟1階  
TEL: 043-296-8121  
FAX: 043-296-8122

## 《 遵 守 事 項 》

共用部分（特定箇所）の使用にあたっては、「共用部分等使用規則」のほか、下記の事項を遵守してください。

1. 善管注意義務 使用者は、善良なる管理者の注意をもって当該部分を使用すること。
2. 使用料の支払 使用者は、申込書記載の使用料を、毎月所定の日（原則として前月の25日）までに支払わなければならない。  
ただし、許可後に料金が改定されたときはその料金によるものとする。
3. 使用期間 使用期間は、原則として、使用開始の日から3会計年度の最後の日までとし、以降使用期間は特別の事情（当該設備の撤去、使用条件違反等）がなければ、每期1年ずつ更新される。
4. 禁止事項 次の事項は禁止します。
  - ① 定められた用途以外に使用すること。
  - ② 使用する権利を他人に譲渡したり、貸与すること。
  - ③ みだりに火気を使うなど、危険な行為をすること。
  - ④ 悪臭・騒音等を発生させ、近隣に迷惑をかけること。
  - ⑤ 共用部分等に設置されている備品等を毀損又は汚損すること。
  - ⑥ 公序良俗を害すること。
  - ⑦ 館内規則又は管理者が禁止する行為を行うこと。
5. 承認の取消 次の各項の1つに違反したときは、承認を取り消します。
  - ① 使用目的が申込書の記載と異なるとき。
  - ② 使用許可を受けた者以外の者が使用したとき。
  - ③ 定められた使用料を指定期日までに支払わなかったとき。
  - ④ 館内規則又は使用条件に違反したとき。
  - ⑤ 上記禁止事項に違反したとき。
  - ⑥ その他、管理者の指示に従わなかったとき。
6. 原状回復 使用者は、次のときは直ちに当該使用部分を原状に復旧して明け渡さなければならない。
  - ① 使用期間が満了したとき。
  - ② 使用承認を取り消されたとき。
7. 損害賠償 (1) 使用者は、故意又は過失により、当該共用部分等又は備品を毀損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。  
(2) 管理者は、天変地異その他管理者の責に帰することのできない事由により使用者が受けた損害については、賠償の責は負わない。

以 上